

平成 28 年 4 月 1 日より、当金庫における自由金利型定期預金（スーパー定期）（大口定期預金）の
 期限前解約利息に関する規定を下記のとおり変更させていただきますので、お知らせします。

詳しくは窓口にお問合せください。

記

自由金利型定期預金（スーパー定期）（大口定期預金）期限前解約利率表

平成 28 年 4 月 1 日以降に預入されたもの

約定期間 中途解約時の 預入期間	1 か月以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年
6 か月未満	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%	約定利率 × 50%
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%	約定利率 × 70%
3 年以上 4 年未満	—	約定利率 × 90%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%
4 年以上 5 年未満	—	—	約定利率 × 90%	約定利率 × 90%

自由金利型定期預金（スーパー定期）（大口定期預金）期限前解約利率表

平成 18 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までに預入されたもの

約定期間 中途解約時の 預入期間	1 か月以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年
6 か月未満	解約日における普通預金 利率 または 約定利率 × 10% の いずれか低い利率			
6 か月以上 1 年未満	約定利率 × 20%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 20%	約定利率 × 20%	約定利率 × 20%
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 30%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
3 年以上 4 年未満	—	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%
4 年以上 5 年未満	—	—	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%

自由金利型定期預金(スーパー定期)期限前解約利率表

平成 18 年 11 月 30 日までに預入されたもの

約定期間 中途解約時の 預入期間	1 か月以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年
6 か月未満	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 20%	約定利率 × 20%	約定利率 × 20%
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 30%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
3 年以上 4 年未満	—	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%
4 年以上 5 年未満	—	—	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%

自由金利型定期預金(大口定期預金)期限前解約利率表

平成 18 年 11 月 30 日までに預入されたもの

(1) 預入日の 1 か月後の応答日の前日までに解約する場合には、次の A, B および C (B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切り捨てます。ただし、C の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、最も低い利率。

A: 解約日における普通預金の利率

B: 約定利率 - 約定利率 × 30%

C: 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

(2) 預入日の 1 か月後の応答日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率(小数点第 4 位以下は切り捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A: 約定利率 - 約定利率 × 30%

B: 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

以上

